



2026 年 9 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 神 戸 物 産
(コード番号：3038 東証プライム)
代 表 者 名 代表取締役社長 沼田 博和
問 合 せ 先 経営企画部 部長 坂本 匡浩
T E L 0 7 9 - 4 5 8 - 0 3 3 9

2033 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 29 日付の取締役会において、2033 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景及び目的】

当社グループは、「良い物をより安く」を大義に掲げ、1981 年の創業以降、食品スーパーの経営を出発点として業容を拡大してまいりました。

現在は、「業務スーパー」のフランチャイズ本部としての卸売事業を基盤に、自社グループ工場におけるプライベートブランド（以下「P B」という。）商品の製造、約 50 の国と地域に及ぶ海外の協力工場からの直接輸入、さらには外食・中食事業を展開し、原材料の調達からオリジナル商品の開発、製造、販売に至るまでを一貫して行う「食の製販一体体制」を強みとしております。

E. D. L. P.（エブリデイロープライス）による価格政策のもと、お客様の豊かな暮らしを支えることを通じて、企業価値の向上に努めてまいります。

業務スーパー事業においては、高品質で魅力のある商品をベストプライスで提供できる商品力を強みとして継続的な新規出店を進めており、店舗数は 2026 年 7 月末時点で全国 1,144 店舗となりました。また、外食・中食事業においては、業務スーパー事業で構築した原材料から商品に至るまでのローコスト体制を生かし、ビュッフェレストラン、焼肉店及び惣菜店の各業態において出店を進め、業態及び店舗数の拡大が進んでおります。

こうした成長を更に加速させるため、当社グループは、長期ビジョンとして「食の総合企業へ」を掲げ、業務スーパー店舗数の 1,500 店舗以上への拡大、P B 比率の 40%以上への向上及び連結営業利益率の 10%以上への向上を目標としております。その実現に向けて、継続的な新規出店と既存店の成長に加え、国内 P B 商品の生産能力強化のための自社グループ工場への投資、製造機能の獲得を目的とした積極的な M&A 及び物流拠点の整備を成長投資の柱とし、あわせて事業領域の国内外への拡大を進めております。

このような中、当社は 2026 年 4 月 8 日に、株式会社グルメ枰屋との共同出資により合弁会社である株式会

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

社MEAL HUBを設立し、2026年6月に両社による増資を行ったうえで(増資後の出資比率は当社75%、株式会社グルメ杵屋25%)、同社を通じて、アジア・太平洋地域及び北米地域において機内食事業等を展開する15社(以下「対象会社群」という。)の株式を取得いたしました。

対象会社群は、機内食事業を世界で展開するLSGグループのアジアパシフィック部門を構成する企業群であり、カナダ、ニュージーランド、香港、韓国、タイ等において、航空会社向けのケータリング事業を展開する企業であります。

食に関わる商品の製造から卸売・小売、外食・中食に至る機能をグループ内に有する当社にとって、対象会社群の取得は、長期ビジョンに掲げる「食の総合企業へ」という目的に合致しており、親和性の高い事業拡大を通じ、国内グループ工場で製造するPB商品及び海外に拠点を置く協力工場から輸入するPB商品の対象会社群への供給、対象会社群の各国・地域の拠点を足掛かりとした海外展開の加速並びにグループ全体の調達機能の強化を図ってまいります。また、当社グループは、2026年4月に連結子会社である関原酒造株式会社による柏露酒造株式会社の株式取得、2026年5月に株式会社マキヤとの資本業務提携を行うなど、PB商品の製造機能の拡充及び販売網の強化に向けた取り組みも継続的に実施しております。

その一方で、企業価値・株主価値向上のためには、上記の中長期的な業績拡大に向けた投資の実現に加え、株主還元の強化や資本効率の向上といった資本戦略も重要な経営課題であると認識しております。今般、当社の財務状況及び上記の事業成長に必要な積極投資も踏まえた資金需要並びに株式市場の動向を総合的に勘案した結果、市場環境の変化に耐えうる堅固な財務基盤を維持しつつ、手元現金及び負債性資金を活用した自己株式取得を一定規模で行うことにより、株主還元の一層の強化を伴いつつ、資本の再構築を通じて資本効率の改善によって企業価値・株主価値向上を図ることが現時点において望ましいと判断し、自己株式取得を行うと同時に、その一部資金の調達手段として本新株予約権付社債を発行することを決議いたしました。本資金調達及び自己株式取得の組み合わせにより、成長投資、株主還元及び資本効率向上の実現を目指すとともに、希薄化抑制にも配慮したバランスの取れた資本政策を推進してまいります。

自己株式取得は約400億円を上限として実施する予定であり、手元現金約100億円を充当するほか、差額となる約300億円を本新株予約権付社債の発行によって外部から調達することを予定しております。

なお、取得する株式の総数の上限は当社の2026年7月31日時点の発行済株式総数(自己株式を除く)の約7.21%に相当し、取得価額の総額の上限である400億円は2026年7月31日時点の当社の連結株主資本の約22.86%に相当いたします。また、本新株予約権付社債については、転換制限条項を付与することで、当該条項の有効期間中に新株予約権が行使される可能性を相当程度抑制するほか、自動行使型及び一括型取得条項(額面現金決済型)を付与することで、普通株式への転換可能性及び希薄化の抑制を企図した、既存株主に配慮した負債性の高い商品設計としております。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債発行による発行手取金約600億円の使途については、以下を予定しております。

- ① 2026年4月8日に設立した株式会社MEAL HUBを通じた対象会社群の株式取得に係る資金として、2026年10月31日までに約300億円
- ② 自己株式取得のための資金として約300億円

また、上記の自己株式取得に関しましては、当社は、本新株予約権付社債の発行決議と同日に、取得価額の

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

総額の上限を 400 億円、取得期間を 2026 年 9 月 30 日から 2027 年 4 月 30 日までとする自己株式取得枠の設定を決議しております。

【本スキーム(新株予約権付社債発行)の狙い】

当社の成長戦略を実現していくうえで必要となる資金確保の手段として、資金調達手段を多様化しつつ、資金調達コスト及び株式希薄化を極力抑えた手法を検討した結果、以下のような特徴を有する本新株予約権付社債の発行が最も適切であると判断いたしました。

- ① 本新株予約権付社債は、当社の資金調達手段の多様化に寄与し、今後の資金調達戦略における柔軟性向上が期待できること
- ② 本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポンで発行されるため、今般の資金調達に伴う金利コストの発生を回避でき、資金調達コストの最小化を図った調達手段であること
- ③ 条件決定時の時価を上回る転換価額を設定することで、当面の一株当たり利益の希薄化を極力抑制する効果が期待できること
- ④ 本新株予約権付社債は、転換制限条項並びに自動行使型及び一括型取得条項（額面現金決済型）を付与しており、普通株式への転換可能性及び希薄化の抑制を企図した、既存株主に配慮した負債性の高い商品設計となっていること本新株予約権付社債の商品性に関しては別途開示しております補足説明資料をご覧ください。

【自己株式取得と本新株予約権付社債発行を同時に実施することの意義】

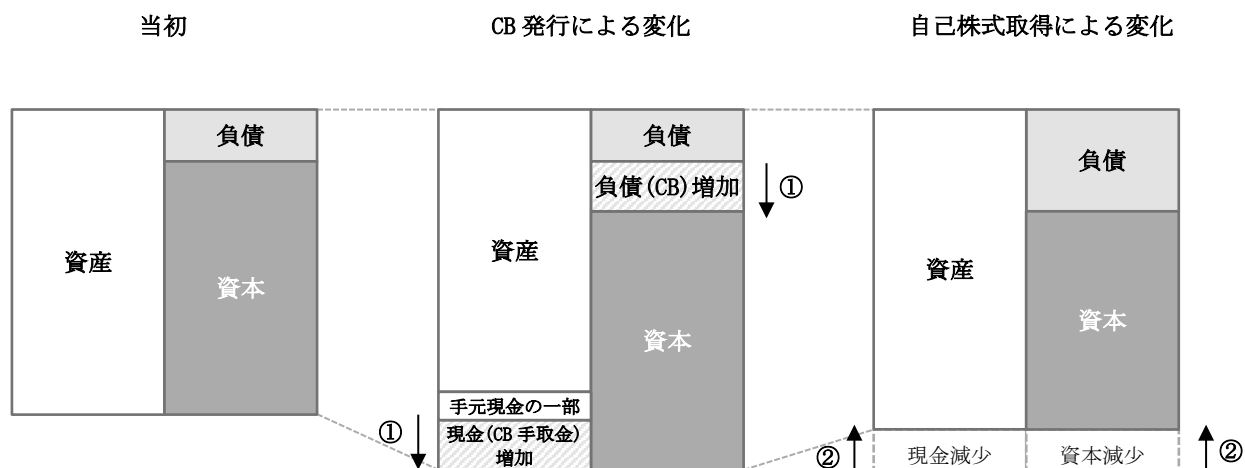
本新株予約権付社債を取得する海外機関投資家の一部は、株価変動リスクを回避するため、本新株予約権付社債の取得に伴って当社株式をヘッジ売りすることが想定されます。そのため、本日付の当社プレスリリース「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ（会社法第 459 条第 1 項第 1 号の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」に記載のとおり、当社は、上記の自己株式取得の一環として、取得価額の総額の上限を 400 億円とする事前公表型自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式取得を 2026 年 9 月 30 日に行うことを決定いたしました。ヘッジ売りの吸収も含めて ToSTNeT-3 を通じた自己株式取得が行われた場合には、自己株式取得が加速化され、EPS の増加や ROE の向上といった効果を早期に実現することが可能となります。また、ToSTNeT-3 を通じた自己株式取得を行うことにより、ヘッジ売りによる明日以降の株価への短期的な影響を緩和することが期待されるほか、本新株予約権付社債の発行条件に好影響を与えることも期待されます。

なお、本日設定を決議いたしました自己株式取得枠の取得価額の総額の上限から、ToSTNeT-3 により実際に取得した自己株式の金額を差し引いた金額については、2026 年 9 月 30 日以降に市場環境や諸規則等を考慮したうえで、自己株式の取得を継続していく予定です。

取得した自己株式につきましては、ストックオプションの権利行使及び本新株予約権付社債の新株予約権行使に対する株式の交付に用いる予定です。

【本スキームのイメージ図】（自己株式取得と本新株予約権付社債の発行の同時実施による変化）

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。



- ① CB 発行による負債の増加
② 自己株式取得による資本の減少



- ・ 負債増加と資本減少による資本コスト低減
- ・ 資本減少による自己資本利益率 (ROE) の向上
- ・ 自己株式取得による 1 株当たり純利益 (EPS) の増加

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

記

1. 社債の名称

株式会社神戸物産 2033 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の 100.0%(各本社債の額面金額 1,000 万円)

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2026 年 10 月 15 日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)

5. 募集に関する事項

(1) 募集方法

Morgan Stanley & Co. International plcを単独アクティブ・ブックランナー兼共同主幹事引受会社、Daiwa Capital Markets Europe Limitedを単独パッシブ・ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社(以下「幹事引受会社」という。)の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前 8 時(日本時間)までに行われるものとする。

(2) 新株予約権付社債の募集価格(発行価格)

本社債の額面金額の 102.5%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

(イ) 種類及び内容

当社普通株式(単元株式数 100 株)

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 発行する新株予約権の総数

6,000 個及び代替新株予約権付社債券(本新株予約権付社債券(下記 7(7)に定義する。)の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)に係る本社債の額面金額合計額を 1,000 万円で除した個数の合計数

(3) 新株予約権の割当日

2026 年 10 月 15 日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記 5(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値(以下に定義する。)に 1.0 を乗じた額を下回ってはならない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合、組織再編等(下記7(4)(イ)③に定義する。)、上場廃止事由(下記7(4)(イ)④に定義する。)、又はスクイーズアウト事由(下記7(4)(イ)⑤に定義する。)、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2026年10月29日(同日を含む。)から2033年9月16日(同日を含む。)まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①下記7(4)(イ)①乃至⑤記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、下記7(4)(イ)②において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権及び行使取得日(下記(8)(イ)に定義する。)が償還日の東京における3営業日前の日より後の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。)、②下記(8)(イ)若しくは(ロ)記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合又は下記7(5)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③下記7(6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2033年9月16日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、下記(8)(イ)記載の本新株予約権の行使請求に伴う本新株予約権付社債の取得の場合には、預託日(以下に定義する。)(同日を含まない。)から行使取得日(同日を含む。)までの間は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権を行使することはできない。さらに、下記(8)(ロ)記載の当社の判断による本新株予約権付社債の取得の場合には、2033年6月30日(同日を含まない。)から選択償還期日(下記(8)(ロ)に定義する。)(同日を含む。)までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、①預託日が2031年10月1日(同日を含む。)から2033年6月30日(同日を含む。)までの日であるときは、組織再編等の効力発生日の直前の東京における営業日の前日から起算して35日前の日以降の日を開始し、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する当社が指定する期間中、又は②預託日が2033年7月1日以降の日であるときは、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

さらに、預託日が2031年10月1日(同日を含む。)から2033年6月30日(同日を含む。)までの日である場合には、下記7(4)(イ)①乃至⑤に従って償還通知がなされたときは、当該償還通知がなされた日のロンドン及び東京における5営業日後の日(同日を含まない。)から償還日(同日を含む。)までの間は、本新株予約権を行使することはできない(但し、下記7(4)(イ)②において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

また、預託日が2031年9月30日(同日を含む。)まで又は2033年7月1日以降の日である場合には、本新株予約権の行使の効力が発生する日(又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

「預託日」とは、下記7(8)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、かつ、その他行使請求に必要な条件(下記(7)記載の条件を含む。)が満足された日をいう。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(ロ) 本新株予約権付社債権者は、(i) 2026年12月31日に終了する暦年四半期から2032年6月30日に終了する暦年四半期までは、(A) 各暦年四半期の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する20連続取引日に含まれる各取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の150%を超え、かつ、(B) 預託日(預託日が取引日でない場合は、その直前の取引日)において、当社普通株式の終値が、当該預託日において適用のある転換価額を下回らない場合に限って、又は、(ii) 2032年7月1日(同日を含む。)から2033年6月30日(同日を含む。)までは、(A) 各暦年四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日に含まれる各取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超え、かつ、(B) 預託日(預託日が取引日でない場合は、その直前の取引日)において、当社普通株式の終値が、当該預託日において適用のある転換価額を下回らない場合に限って、翌暦年四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値及びVWAP(各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値)が発表されない日を含まない。

但し、本(ロ)(i)(A)及び本(ロ)(ii)(A)記載の本新株予約権の行使の条件は、下記①及び②の期間並びにパリティ事由(以下に定義する。)が発生した場合における下記③の期間は適用されず、本(ロ)(i)(B)及び本(ロ)(ii)(B)記載の本新株予約権の行使の条件は、下記①の期間は適用されない。

- ① 当社が、下記7(4)(イ)①乃至⑤記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間
- ② 当社が組織再編等を行うにあたり、上記(6)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間
- ③ 当社がパリティ事由が発生した旨を本新株予約権付社債権者に通知した日の東京における翌営業日(同日を含む。)から起算して東京における15連続営業日の期間

「パリティ事由」とは、本新株予約権付社債権者から当該事由の発生に関する通知を受けた日の3適格日(以下に定義する。)後の日から起算して5連続適格日のいずれの日においても、(i)ブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の気配値スコア(BVAL Score)若しくはその承継サービスが提供する本新株予約権付社債の気配値スコアに基づき主計算代理人(以下

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

に定義する。)が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより決定する本新株予約権付社債の気配値スコアが7以上となり、かつ、ブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の買値情報(BVAL Bid)若しくはその承継サービスが提供する本新株予約権付社債の買値情報に基づき主計算代理人が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより決定する本新株予約権付社債の価格(本社債の額面金額に対する百分率で表示される。)がクロージング・パリティ価値(以下に定義する。)の98%を下回っているか、(ii)上記(i)記載のスコアが7を下回るか上記(i)記載のスコア若しくは価格を入手できない場合には、当社が選定する主要金融機関が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより提示する本新株予約権付社債の買値(本社債の額面金額に対する百分率で表示される。)がクロージング・パリティ価値の98%を下回っているか、又は(iii)上記(i)記載のスコアが7を下回るか上記(i)記載のスコア若しくは価格が入手できずかつ上記(ii)記載の買値も取得することができない、と主計算代理人が決定した場合をいう。

「適格日」とは、東京及びロンドンにおける営業日であり、かつ、取引日である日をいう。

「クロージング・パリティ価値」とは、当該適格日における当社普通株式の終値(但し、本新株予約権付社債の要項に定める転換価額の調整条項に応じて調整される。)を、当該適格日における転換価額で除した数値(百分率で表示される)をいう。

「主計算代理人」とは、MUFG Bank, Ltd., London Branchをいう。

(8) 当社による本新株予約権付社債の取得

(イ) 本新株予約権の行使請求に伴う本新株予約権付社債の取得

本新株予約権付社債権者により行使請求がなされた本新株予約権に係る預託日が、上記(6)記載の期間内で、かつ、2031年10月1日(同日を含む。)から2033年6月30日(同日を含む。)までの日である場合、当社は、かかる預託日から35日後の日(以下「行使取得日」という。)に当該預託日において行使請求に必要な条件が満足された本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債の額面金額相当額の金銭及び(ii)転換価値(以下に定義する。)から本社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を1株当たり平均VWAP(以下に定義する。)で除して得られる数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)。但し、当該取得に係る本新株予約権付社債が複数である場合には、当該複数の本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額を合算して当該本新株予約権付社債権者に交付する財産を算定する(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たり平均 VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、VWAP期間(以下に定義する。)の最終日における転換価額をいう。本新株予約権付社債の要項に従い、上記(4)(ハ)記載の転換価額の調整事由が発生した場合には、最終日転換価額も適宜調整される。

「1株当たり平均VWAP」とは、(i)本(イ)記載の本新株予約権の行使請求に伴う本新株予約権付社債の取得の場合には預託日の2取引日後の日(同日を含む。)に始まる10連続取引日、(ii)下記(ロ)記載の当社の判断による本新株予約権付社債の取得の場合には2033年7月7日(但し、同日が取引日ではない場合、その直後の取引日)(同日を含む。)に始まる25連続取引日(以下「VWAP期間」という。)に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

買高加重平均価格の平均値をいう。本新株予約権付社債の要項に従い、上記(4)(ハ)記載の転換価額の調整事由が発生した場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

(ロ) 当社の判断による本新株予約権付社債の取得

当社は、2032年10月1日(同日を含む。)から2033年6月30日(同日を含む。)までの期間いつでも、本新株予約権付社債の受託会社(以下「受託会社」という。)及び支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して、取得決定日(以下に定義する。)までの間に通知(以下「取得選択通知」という。)を行った本新株予約権付社債権者から、当該取得選択通知に係る取得期日(以下に定義する。)現在残存する本新株予約権付社債を取得する旨を通知(以下「取得通知」という。)することができる。この場合、当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産を交付する。当社による本(ロ)に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。また、当社に下記7(6)記載の一定の事由が生じている場合、当社は本(ロ)に基づき本新株予約権付社債を取得することができない。

「取得期日」とは、2033年9月9日をいう。

「取得決定日」とは、取得期日の14日前の日をいう。

取得決定日の翌日に、取得選択通知がない本新株予約権付社債が存在する場合、当社は、当該本新株予約権付社債を、選択償還期日にその額面金額の100%の価額で繰上償還するものとする。

「選択償還期日」とは、取得期日から東京における2営業日目の日をいう。

(ハ) 当社は、上記(イ)又は(ロ)に定める取得条項により取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却する。

(9) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して下記7(4)(イ)③(b)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- (ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日(場合によりその 14 日後以内の日)から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(7)(ロ)と同様の制限を受ける。
- ⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得
承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された本社債を上記(8)(イ)及び(ロ)と同様に取得することができる。
- ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑨ 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- ⑩ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書(以下「信託証書」という。)に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(10) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

600 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2033 年 9 月 30 日 (償還期限) に本社債の額面金額の 100% で償還する。

(4) 社債の繰上償還

(イ) 当社の選択等による繰上償還

① クリーンアップ条項による繰上償還

本①の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債 (以下「残存本社債」という。) の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10% を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部 (一部は不可) をその額面金額の 100% の価額で繰上償還することができる。

② 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記 (11) (イ) 記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部 (一部は不可) をその額面金額の 100% の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の 90 日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10% 以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記 (11) (イ) 記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記 (11) (イ) 記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

③ 組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a) 上記 6(9) (イ) 記載の措置を講ずることができない場合、又は (b) 承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して東京における 14 営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日 (かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。) に、残存本社債の全部 (一部は不可) を、(i) 各本新株予約権付社債の募集価格 (発行価格) から各本社債の額面金額の 100% の価額を差し引いた額に、(ii) 上記償還日から償還期限までの日数を払込期日から償還期限までの日数で除した数を乗じ、これを各本社債の額面金額の 100% の価額に加えた額で繰上償還するものとする。「組織再編等」とは、当社の株主総会決議 (株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議又は取締役会の委任に基づく取締役の決定) において (i) 当社と他の会社の合併 (新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii) 資産譲渡 (当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii) 会社分割 (新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iv) 株式交換若しくは株式移転 (当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。) 又は (v) その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債若しくは本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り受けられることとなるものが承認されることをいう。

④ 上場廃止等による繰上償還

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii) 当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii) 当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv) 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合(以下「上場廃止事由」という。)、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から 14 日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、(i) 各本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)から各本社債の額面金額の 100%の価額を差し引いた額に、(ii) 上記償還日から償還期限までの日数を払込期日から償還期限までの日数で除した数を乗じ、これを各本社債の額面金額の 100%の価額に加えた額で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本④記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から 60 日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本④記載の償還義務及び上記③又は下記⑤記載の償還義務の両方を負うこととなる場合には、上記③又は下記⑤の手続が適用されるものとする。

⑤スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会決議(若しくは取締役会の委任に基づく取締役の決定)がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における 14 営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、(i) 各本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)から各本社債の額面金額の 100%の価額を差し引いた額に、(ii) 上記償還日から償還期限までの日数を払込期日から償還期限までの日数で除した数を乗じ、これを各本社債の額面金額の 100%の価額に加えた額で繰上償還するものとする。

⑥上記にかかわらず、上記 6(8)(イ)に基づき、行使請求がなされた本新株予約権に係る預託日が 2031 年 10 月 1 日(同日を含む。)から 2033 年 6 月 30 日(同日を含む。)までの日となる行使がなされ、かかる行使請求に係る行使取得日が償還日以降となる場合には、当該本新株予約権に係る本社債について、上記①乃至⑤記載の償還に係る規定は適用されない。

当社が上記①乃至⑤のいずれかに基づく繰上償還の通知又は上記 6(8)(ロ)に基づく取得通知(上記 6(8)(ロ)に定義する。)を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知又は取得通知

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

を行うことはできない(但し、上記②において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除き、また当社普通株式が取得期日(上記 6(8)(ロ)に定義する。))において株式会社東京証券取引所に上場されていない場合はこの限りでない。)

また、当社が上記③若しくは⑤に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記④(i)乃至(iv)記載の事由が発生した場合には、以後上記①若しくは②に基づく繰上償還の通知又は上記 6(8)(ロ)に基づく取得通知を行うことはできない。

(ロ) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2031 年 9 月 30 日(以下「本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日」という。)に、その保有する本社債を額面金額の 100%の価額で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日に先立つ 30 日以上 60 日以内の期間中にその所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還通知書とともに下記(10)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することを要する。

但し、当社が上記(イ)①乃至⑤のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日前に当該通知が行われている限り、当該通知と本(ロ)に基づく通知の前後にかかわらず、本(ロ)に優先して上記(イ)①乃至⑤に基づく繰上償還の規定が適用される。

(5) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(6) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還しなければならない。

(7) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、英国法上の記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとし、本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(8) 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

MUFG Bank, Ltd., London Branch(主支払・新株予約権行使請求受付代理人)

(9) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

U.S. Bank National Association

(10) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(11) 特約

(イ) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合には、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(ロ) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社(本新株予約権付社債の要項に定義される。)は、①外債(以下に定義する。)に関する支払、②外債に関する保証に基づく支払又は③外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、あらかじめ又は同時に(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、受託会社の満足する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合又は(b)その他の担保若しくは保証を、受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

10. 社債管理者

本社債については、社債管理者を定めない。

11. その他

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(ご 参 考)

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金約 600 億円の使途については、以下を予定しております。

① 2026 年 4 月 8 日に設立した株式会社 MEAL HUB を通じた対象会社群の株式取得に係る資金として、2026 年 10 月 31 日までに約 300 億円

② 自己株式取得のための資金として約 300 億円

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置づけております。今後の配当につきましては、連結業績を考慮するとともに、将来の事業拡大や収益向上を図るための資金需要や財務状況も総合的に勘案し、実施していく方針であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当の実施は、定款では中間配当を行うことができる旨を定めておりますが、事業年度を対象とした成果配分が適切と考え、期末配当のみ実施しております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会及び取締役会、中間配当については取締役会であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、業務スーパー事業の継続的な拡大を目的とした自社グループ工場の生産能力向上や、FC 本部としての機能の改善及び業務の効率化のための設備投資等に活用してまいります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	2023 年 10 月期	2024 年 10 月期	2025 年 10 月期
1 株当たり連結当期純利益	93.59 円	97.09 円	143.98 円
1 株当たり年間配当金 (内、1 株当たり中間配当金)	22 円 (－円)	23 円 (－円)	30 円 (－円)
実績連結配当性向	23.5%	23.7%	20.8%
自己資本連結当期純利益率	19.9%	17.8%	22.2%
連結純資産配当率	4.3%	3.9%	4.2%

- (注) 1. 1 株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しております。なお、期中平均株式数の計算において控除する自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社の株式を含めております。
2. 2025 年 10 月期の 1 株当たり年間配当金には特別配当 4 円を含んでおります。
3. 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。
4. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本（連結純資産合計額から非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
5. 連結純資産配当率は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。なお、1 株当たり連結純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除す

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

る自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社の株式を含めております。

3. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2023年10月期	2024年10月期	2025年10月期	2026年10月期
始 値	3,220 円	3,721 円	3,756 円	3,545 円
高 値	4,185 円	4,715 円	4,922 円	3,992 円
安 値	3,085 円	3,295 円	3,170 円	2,516 円
終 値	3,743 円	3,720 円	3,577 円	2,946.5 円
株価収益率（連結）	40.0 倍	38.3 倍	24.8 倍	—

(注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それぞれ、決算期間(11月1日から10月31日まで)の始値、高値、安値、終値及び株価収益率(連結)を表示しております。

2. 2026年10月期の株価については、2026年9月28日現在で表示しております。

3. 株価収益率(連結)は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。また、2026年10月期については、未確定のため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

当社株主である公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団、株式会社コックローレ、沼田博和及び合同会社 M&U アセットマネジメントは、本新株予約権付社債に係る引受契約の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、幹事引受会社を代表する Morgan Stanley & Co. International plc の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わず、又は行わせない旨を合意しております（但し、単元未満株主の買取請求による当社に対する単元未満株式の売渡し、当社による自己株式の取得に応じた当社普通株式の売渡し、その他日本法上の要請による場合等を除く。）

当社は、ロックアップ期間中、幹事引受会社を代表する Morgan Stanley & Co. International plc の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を表章する有価証券の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の発行又は交付、現存する新株予約権の行使による当社普通株式の発行又は交付、株式分割、当社のストックオプション制度に基づくストックオプションの付与、ストックオプションとして付与された新株予約権の行使による当社普通株式の発行又は交付、当社の役員向けインセンティブ制度に基づく当社普通株式の交付、その他日本法上の要請による場合等を除く。）を行わない旨を合意しております。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。